

平成 18 年 8 月 2 日

「生産情報公表加工食品の日本農林規格の制定案」に対する意見書

東京都千代田区霞が関 1－2－1
農林水産省 消費・安全局 表示・規格課
表示・規格専門官 様

東京都中央区日本橋掘留町 1－3－9
日本橋三英ビル 3 階
日本食品添加物協会
会 長 鈴 木 武

「生産情報公表加工食品の日本農林規格の制定案」に関し、下記の意見を提出いたしますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

記

○ 豆腐の生産情報に関する意見

(1)意見

「(8) 豆腐の製造工程において使用された消泡剤（消泡の目的で使用される食品添加物をいう。）の物質名」を公表すべき生産情報からはずしていただきたい。

(2)理由

- ①加工助剤として表示が免除されている消泡剤を公表させることは、食品添加物消泡剤の不表示の義務付けにつながり、食品添加物消泡剤を使用しないものが品質的に優れたものであるかのような誤認を与え、食品添加物消泡剤の使用排除につながる恐れがあります。また、消泡剤を厳しく公表させることによる J A S 格付け率の低下が懸念されます。
- ②消泡剤については食品添加物以外にも食品扱いの消泡剤が使用される可能性があり、食品添加物消泡剤のみを公表させるのは妥当性を欠くものと考えられます。
- ③加工助剤として表示が免除されている食品添加物には、原料大豆浸漬時に使用される「洗浄剤」もあり、消泡剤のみを公表させるのは妥当性を欠くものと考えられます。
- ④消泡剤以外にも、「製造年月日を確認するための賞味期間（消費期間）」、「原料大豆に使用された農薬のリスト」、「栄養成分」、「遺伝子組換え大豆混入率」等 公表すべき情報がたくさんあるものと考えられます。

以上